

山形県立山形中央高等学校 文化部活動方針

I 教育目標

- 一、知性を愛し、自ら学ぶ喜びに燃えよう
- 一、視野を広め、豊かな自己の創造に努めよう
- 一、心身を鍛え、たくましい覇気と行動に徹しよう

II 育成する生徒像

- ・自ら学ぶ生徒
- ・人間性豊かな生徒
- ・心身を磨く逞しい生徒

1 山形県立山形中央高校文化部活動基本方針

- (1) 本校の部活動は、教育目標及び育成する生徒像を踏まえ、生徒の自主的・自発的な活動であるとともに、学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら、合理的かつ効果的に取り組むものとする。
- (2) 生徒の多様な表現や研修・研究等の活動を通して、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ土台を作り、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。

2 文化部活動の適切な運営のための体制整備

- (1) 部活動強化委員会で各部の活動について点検、評価を行い、基本方針に沿った活動になるよう改善に努める。
- (2) 顧問は、学期ごとに活動計画及び活動実績を作成する。また、活動計画及び実施状況等については保護者に周知するとともに理解と協力を得るよう努める。

3 文化部活動の休養日及び活動時間

休養日	平日：1日以上/週 週休日：1日以上/週
【補足】	上記を原則とするが、目標とする大会前の特別強化期間や強化指定部は、少なくとも週1日の休養日を設けた上で、学期ごともしくは通年で休養日を振替えることができる。

活動時間	平日：2時間程度 週休日等：3時間程度
【補足】	上記を原則とするが、目標とする大会前の特別強化期間や強化指定部は、活動時間について、生徒に過度な負担とならないように配慮しつつ、校長の許可のもと1時間程度、活動時間を延長することができる。 なお、大会、演奏会、合宿等はこの上記時間の適用外とする。

※特別強化期間：目標とする大会の前に、学校独自の休養日・活動時間を設定して活動する一定の期間のこと

長期休業中の休養日	学期中に準じた扱いとするが、他に休養期間を設ける
【補足】	強化指定部は、大会等である程度の休養期間が設けられない場合にはその他の期間に休養期間（連続した休養日）を設けることも可とする。

その他	定期考査1週間前は部活動休止日とする。
【補足】	目標とする大会前のため部活動を行う場合は校長の許可を得る

4 大会参加、県外活動等

大会参加、県外活動、合宿等については事前に校長から許可を得て参加する

5 強化指定部

強化指定部については、校長が指定する次の部とする。

番号	部活動名	番号	部活動名
1	吹奏楽部		

6 文化部活動における事故防止

- (1) 顧問は、生徒の既往症の把握や事前の体調確認を行うとともに、生徒に対して自ら健康管理をすることの重要性も指導し、活動による事故の未然防止に努める。
- (2) 顧問は、突発的な事故発生の際にAEDを確実に使用できるよう研修に参加する。
- (3) 顧問は、活動場所、設備、備品、用具等に問題がないか日常的に安全確認を行う。
- (4) 顧問は、高温多湿時、暴風・雷・雨天時など生徒への健康被害が想定される天候での活動の場合には活動内容に十分留意し、事故の未然防止に努める。

7 外部団体・機関での活動

生徒が専門性を高め、競技力向上を図るために部活動の他に自主的に外部団体・機関で活動する場合は健康管理のために学校に届け出るよう指導する。

上記以外の事項については、山形県教育委員会の方針に則って実施する。また、上記方針は2019年12月19日より実施する。

策定期日：2019年12月19日